令和８年９月吉日

高崎信用金庫

お客さま各位

「当座勘定規定」等改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では「２０２６年度末までの手形・小切手の全面的な電子化」への取組みとして、「手形・小切手の最終振出期限の設定」および「他金融機関を支払地とする手形・小切手の入金および代金取立の終了」を、令和８年１０月１日より実施させていただきます。それに伴いまして、「当座勘定規定」等の下記の預金規定を改定させていただきます。

ご不明な点がございましたら、お近くの当金庫本支店窓口までお問い合わせください。

記

１．改定日

令和８年１０月１日（木）

２．改定となる規定

・当座勘定規定（一般用）
・当座勘定規定（専用約束手形口用）
・普通預金（無利息型普通預金を含む）規定
・貯蓄預金規定
・納税準備預金規定
・通知預金規定
・定期預金等共通規定
・定期積金（スーパー積金）規定

※各規定をクリックしていただきますと、令和８年１０月１日からの規定が表示されます。

＜本件に関するお問い合わせ先＞

高崎信用金庫　事務管理部　TEL　027-360-3442

以　上

当座勘定規定〈一般用〉　新旧対照表

新	旧
第１条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	第１条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。
(2)～(4)　（略）	(2)～(4)　（略）
第２条～第６条　（略）	第２条～第６条　（略）
第７条（当座勘定からの払戻し） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、令和８年１０月１日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。	第７条（当座勘定からの払戻し） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
(2)～(4)　（略）	(2)～(4)　（略）
第８条（手形、小切手用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用して下さい。ただし、令和８年９月３０日までに振り出してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ令和８年９月３０日までに振り出された手形であることを確認して下さい。	第８条（手形、小切手用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用して下さい。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
(3)～(6)	(3)～(6)
第９条～第１６条　（略）	第９条～第１６条　（略）
第１７条 (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載して下さい。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、令和８年１０月１日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。	第１７条 (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載して下さい。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
(2)　（略）	(2)　（略）

当座勘定規定〈一般用〉　新旧対照表

新	旧
第１９条～第３２条　　（略）	第１９条～第３２条　　（略）
《約束手形用法》	《約束手形用法》
１～２　　（略）	１～２　　（略）
３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。	３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
４～８　　（略）	４～８　　（略）
《為替手形用法》	《為替手形用法》
１～３　　（略）	１～３　　（略）
４．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。	４．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
５～１０　　（略）	５～１０　　（略）
《小切手用法》	《小切手用法》
１　　（略）	１　　（略）
２．小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、令和８年１０月１日以降に振り出した場合は、当座勘定からは支払いません。	２．小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。
３～８　　（略）	３～８　　（略）

当座勘定規定〈専用約束手形口用〉　新旧対照表

新	旧
第１条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	第１条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。
(2)～(4)　（略）	(2)～(4)　（略）
第２条～第６条　（略）	第２条～第６条　（略）
第７条（当座勘定からの払戻し） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、令和８年１０月１日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。	第７条（当座勘定からの払戻し） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
(2)～(4)　（略）	(2)～(4)　（略）
第８条（手形、小切手用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用して下さい。ただし、令和８年９月３０日までに振り出してください。	第８条（手形、小切手用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用して下さい。
(2)～(4)　（略）	(2)～(4)　（略）
第９条～第１３条　（略）	第９条～第１３条　（略）
第１４条 (1) 手形を振出す場合には、手形要件を記載して下さい。もし振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、令和８年１０月１日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。	第１４条 (1) 手形を振出す場合には、手形要件を記載して下さい。もし振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
(2)　（略）	(2)　（略）
第１５条～第２８条　（略）	第１５条～第２８条　（略）

当座勘定規定〈専用約束手形口用〉　新旧対照表

新	旧
《約束手形用法》	《約束手形用法》
１～２　（略）	１～２　（略）
３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください	３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
４～８　（略）	４～８　（略）

普通預金（無利息型普通預金を含む）規定　新旧対照表

新	旧
第１条　（略）	第１条　（略）
第２条（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	第２条（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
(2)～(5)　（略）	(2)～(5)　（略）
第３条～第８条　（略）	第３条～第８条　（略）

貯蓄預金規定　新旧対照表

新	旧
第１条　（略）	第１条　（略）
第２条（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	第２条（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
(2)～(5)　（略）	(2)～(5)　（略）
第３条～第９条　（略）	第３条～第９条　（略）

納税準備預金規定　新旧対照表

新	旧
第１条　（略）	第１条　（略）
第２条（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	第２条（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
(2)～(5)　（略）	(2)～(5)　（略）
第３条～第８条　（略）	第３条～第８条　（略）

通知預金規定　新旧対照表

新	旧
第１条　（略）	第１条　（略）
第２条（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	第２条（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
(2)　（略）	(2)　（略）
第３条～第５条　（略）	第３条～第５条　（略）

定期預金等共通規定　新旧対照表

新	旧
第１条（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)　（略） 第２条～第１４条　（略）	第１条（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2)　（略） 第２条～第１４条　（略）

定期積金（スーパー積金）規定　新旧対照表

新	旧
第１条　（略） 第２条（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)　（略） 第３条～第１８条　（略）	第１条　（略） 第２条（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2)　（略） 第３条～第１８条　（略）